

学校生活に関する心得

令和7年度

服装容儀関係	学校指定の制服（夏服・冬服・中間服）を着用する。 （成長・体型の変化に応じて、適時補正等を行う）
	シャツの下には黒または白・グレー・ベージュ等の淡色で透けにくいもの（ワンポイントまで可）を着用する。体育服の着用は認めない。
	靴下は、白・黒・紺で無地（ワンポイントまで可）のものを着用する。 ※くるぶしが隠れない短いものは不可。
	シャツ・ブラウスは、ベルトが見えるようにスラックスに入れる。
	スラックスは、すそが地面につかないようにする。また、派手でないベルトを着用する。
	スカート丈は、ひざ丈とする。（立て膝の状態ですカート丈が床につく状態） また、切る・折り曲げるなど故意に短くしない。校章マークのついたスカートを着用する。
	タイツは、冬季のみ黒色に限り着用してもよい。
	通学靴は、派手でない運動靴または革靴とする。※体育時もこれに準ずる
	上履きは、学校指定のものを使用する。
	自転車通学生に限り、通学時の防寒着の着用してもよい。（校内では着用しないこと。）
	ブレザーの上から着る防寒着（華美でないもの）と防寒具類（手袋・マフラー・ネックウォーマー）の通学時の着用を認める。（校内では着用しないこと。）
	眉は整える程度とする。
	化粧（ファンデーション・マスカラ・アイラインなど）・マニキュアはしない。
	ピアス（穴も空けない）・指輪などの装飾品は付けない。 ※磁気・健康系のネックレス等も禁止
髪型関係	香水等は付けない。
	染髪はしない。（染色や脱色、ストレートパーマ等で変色したものも不可とする）
	整髪料等を用いた特異な髪型は不可とする。
	前髪は目にかからない程度、もしくはピン等で留め、目にかからないよう整える。 肩より長い場合は結ぶ。（黒・紺・茶のゴム）
生活全般	※特異な髪型（ツーブロック可・極端な刈り込み等）は認めない。
	ケルや膝掛けはたたんで持ち歩く。ケルや膝掛け、うちわ等を全体集会に持ち込まない。 （首や肩にかけたり、ブラブラさせて持ち歩かない）
	※授業や集会等の挨拶は服装を整え語先後礼で行う。
	全体集会や学年集会、講演会等の際には、シャツや上着のボタンを留める。
	8時20分着席完了とする。朝8時25分以降遅刻して登校した場合は、職員室で「遅刻届」に必要事項を記入し、教頭先生・教科担任・担任に押印をもらう。
	登校後、無断で早退・外出してはいけない。早退・外出が必要な場合、担任の許可を得る。（早退の場合は、担任より保護者へ連絡） ※昼食購入（やむを得ない場合）の場合は担任・副担等に許可をもらう。
	何らかの理由で「異装」が必要な場合、保護者から担任へ異装の申し出を行い、全職員共通理解のもと異装となる。
	夜間外出や外泊は厳に慎む。

